破産手続廃止

平成１９年（フ）第１２９号
福岡県三潴郡大木町大字三八松115番地
破産者　ホーム寝装株式会社
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第５８０号
千葉市美浜区中瀬１丁目９番地１
破産者　株式会社フォーユナイテッド
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５８１号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区12棟204号
破産者　高橋　健二
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５１８号
東京都立川市一番町６丁目８番地の１
破産者　有限会社エール電子
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５１９号
東京都立川市一番町５丁目８番地の５都営松中24棟303号、破産手続開始決定時の住所東京都立川市一番町６丁目８番地の１立川一番町東34棟103号
破産者　多田　幸子
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５２０号
東京都立川市一番町５丁目８番地の５都営松中24棟303号、破産手続開始決定時の住所東京都立川市一番町６丁目８番地の１立川一番町東34棟103号
破産者　多田　良二
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第３３０号
奈良県橿原市曲川町７丁目17番３号
破産者　株式会社テクト
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第６０８号
奈良県橿原市小槻町386番地の３
破産者　有限会社倉本運輸
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第２８５号
福岡県久留米市御井町1586番地２
破産者　有限会社サンフィールド八重山
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１０６号
栃木県小山市外城156番地４
破産者　有限会社アールエイチエル企画
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第２１５号
千葉県習志野市秋津２丁目４番３―706号、開始決定時の住所千葉県船橋市西習志野１丁目41番16号
破産者　野口　和彦
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６５２号
千葉市若葉区高品町188番地の４
破産者　古谷　榮子
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１号
千葉県香取市下飯田1009番地
破産者　石毛　由希
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２０年（フ）第３３７９号
神奈川県大和市上草柳８丁目１番１号
破産者　株式会社サン・ホーム技建
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第３３９号
長野県木曽郡上松町駅前通り３丁目25番地
破産者　野村住宅産業株式会社
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１５０９号
名古屋市港区宝神５丁目2801番地
破産者　有限会社大誠
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７１３号
名古屋市西区五才美町193番地
破産者　ソフト・ブレインズ有限会社
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第６０５９号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美字安楽寺3381番地
破産者　株式会社メイプラ九州
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第３３号
兵庫県豊岡市清冷寺1836番地の１
破産者　株式会社安田組
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成１７年（フ）第１１６５号
熊本市島崎５丁目３番７号
破産者　倉重未来株式会社
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２５号
宮城県伊具郡丸森町字町東26番地１
破産者　株式会社松清商店
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２０年（フ）第４７０号
茨城県水戸市上水戸２丁目４番30号
破産者　有限会社ホダカ
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所